

## 久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例

平成30年3月9日

条例第4号

改正 平成31年3月25日条例第2号

(設置)

第1条 久喜市が整備するごみ処理施設等（以下「新施設」という。）に関する基本的な計画を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び検討を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) ごみ処理施設整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他新施設の整備に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる事務が終了するまでの間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の検討委員会の会議は、市長が招集する。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、環境経済部資源循環推進課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。